

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条 (株主総会の招集) 定時株主総会は毎年<u>6</u>月にこれを招集し、 臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>第 14 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>第 34 条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年<u>4</u>月 1 日から<u>翌年 3</u> 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 36 条 (剰余金の配当の基準日) ① 当社の期末配当の基準日は毎年<u>3</u>月 31 日 とする。</p> <p>第 37 条 (中間配当) 当社は取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 13 条 (株主総会の招集) 定時株主総会は毎年<u>3</u>月にこれを招集し、 臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>第 14 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年<u>12</u>月 31 日とする。</p> <p>第 34 条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年<u>1</u>月 1 日から <u>12</u>月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 36 条 (剰余金の配当の基準日) ① 当社の期末配当の基準日は毎年 <u>12</u>月 31 日 とする。</p> <p>第 37 条 (中間配当) 当社は取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月 30 日を基準日として中間配当をすることができ る。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 (第 126 期事業年度の期間)</u> <u>第 34 条の規定にかかわらず、第 126 期事業年</u> <u>度は、2015 年 4 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日</u> <u>までの 9 ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第 2 条 (第 126 期事業年度の中間配当の基準日)</u> <u>第 37 条の規定にかかわらず、第 126 期事業年</u> <u>度の中間配当の基準日は 2015 年 9 月 30 日とす</u> <u>る。</u></p> <p><u>第 3 条 (附則の有効期限)</u> <u>前二条及び本条は、2015 年 12 月 31 日まで有</u> <u>効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>